

2012年8月13日

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク  
理事長 市川宏伸

#### 7月29日の大阪地裁アスペルガー症候群判決控訴についての緊急声明

日本発達障害ネットワークでは、7月29日の大阪地裁におけるアスペルガー症候群と鑑定された被告への求刑を上回る判決への声明を出し、この判決への疑問点を指摘しました。「社会の受け皿もなく出来る見込みもない」として、アスペルガー症候群を理由に最長の有期刑を科すことへの疑問があります。地裁判決を見ますと、弁護人はアスペルガー症候群を理由に情状酌量を求めており、裁判官は同じ理由で有期最長刑の判決を出しています。判決文の内容からはアスペルガー症候群の特性が正しく理解されておらず、判決の根拠は現在の発達障害者が置かれた状況の認識と大きく異なっています。このような誤った根拠に基づく判決が判例となって、今後も似たような判決がなされることを強く危惧しています。

今回、控訴の申し立てがなされたことで、正しい判断に基づいた裁判が行われる可能性が出たことを歓迎します。控訴審では、アスペルガー症候群の特性を正しく理解された審判が行われ、納得の行く判断がなされることを期待します。日本発達障害ネットワークでは、下記のように考えています。

被告人の考え方や行動を変えるために必要なのは、刑罰ではなく、専門的な支援であると思います。重い罰だけでは、被告人の恨みなど、社会的に間違った認知をいっそう強化してしまう可能性があります。支援や治療と刑罰はまったく別物です。アスペルガー症候群への支援は被告本人だけではなく、家族や周囲の人も支援することが必要です。障害を理由に刑罰を重くすることでは、同じような境遇にいる人々を更に精神的に追い込むことになると思います。被告人にとっても、犯した行為に応じた罰を与えられて初めて、障害のせいにするのではなく、自分の犯した罪の重大さに気づく可能性があると考えます。不幸にして罪を犯してしまった際には、「誘導されて事実とは違うことを話してしまう」、ということが起きないように、専門家の同席、可視化などが必要と考えます。また、特性を理解した専門的なカウンセリングを一定期間受けられるような治療的な施設の設置も必要と考えます。